





(株)リンクス

宇都宮市西一の沢町8-22 栃木県林業会館5F

TEL: 028-634-5088 Mail: info@rincs.biz

URL: http://www.rincs.biz/

【金融円滑化法終了 パート3】

前回レポートからの続きです。中小企業金融 円滑化法終了に伴う対策として、決算状況ごと の対処法として、(1)黒字決算のケース(2)赤字決算・自己資本毀損小のケースについて説 明しましたが、今回は(3)赤字決算・自己資本 毀損大のケースです。金融安定化法終了に伴い、 最も影響が大きいと思われます。

何故なら、このゾーンこそが、金融機関から見 た不良債権だからです。金融円滑化法終了によ り、金融機関(むしろ金融庁)としては、不良債 権として処理したい先になります。

金融機関の行動として予想されることは、幾 つかあります。最も恐れるべき行動パターンは、 有無を言わさぬ回収行動に着手されることです。 一般的には不動産担保の競売申立、次に連帯保 証人への請求、預金・売上債権・保証人資産へ の差押にまで至るケースもあります。金融円滑 化法の主旨とは正反対ですが、金融機関は預金 者や株主のための回収極大化が使命です。本部 が回収方針と決定すれば、現場の支店では従わ ざるを得ません。現場の担当者を恨んでいても 何も解決しません。受け身でいては倒産です。ま ずは、金融機関と話し合うことから始めないと いけません。事業継続に必要なものは守らなけ ればなりませんので、早急な対策が必要になり ます。

ただし、金融機関がそこまでの回収行動を起

こすことは、余程のケースと考えてよいでしょ う。通常は、サービサーへの債権売却にて不良債 権を処理すると思われます。どういうことかと 言いますと、今まで取引していた金融機関から 「当行は、あなたとの取引は終了します。今後は、 サービサーに返済してください。」と通知が来ま す。

普通に考えれば大ピンチです。しかし、あきら めることはありません。これはチャンスなので す。何故なら、金融機関とサービサーでは判断基 準が全く異なるからです。金融機関は公共性や 地域への影響に最大限配慮して意思決定が行わ れます。一方、サービサーはビジネスライクに判 断するのみです。

現に私どものクライアントにも、サービサー の協力を得て、過去の債務と決別し、今では金融 機関と取引を復活している方が何社もあります。 勿論、サービサーに債権譲渡されるからには、多 大なリスクにさらされ倒産の危機もありますが、 金融機関から見放されても、それがイコール倒 産ではないということだけは覚えておいてくだ さい。

今やることは、一にも二にも事業の立て直し です。経常利益黒字化が理想ですが、営業利益黒 字化していれば、事業継続の方法はあります。ま ずは、営業利益黒字化に向けて、一緒に考えてい きましょう。



〈著者プロフィール〉

代表取締役社長 佐藤 正人 昭和37年生まれ、大田原高校、新潟大学卒。

昭和60年足利銀行へ入行後、営業店、審査部門を経て平成16年退社。

在職中の事業再生の経験を活かし、平成18年栃木県で初めての事業再生専門の コンサルティング会社である(株)リンクスを設立し代表者に就任。以来地元中 小企業の多くの事業再生を行っている。